

2026年度事業計画書

(自 2026年4月1日 至 2027年3月31日)

公益財団法人アイザワ記念育英財団

1. 公益目的事業

(1) 奨学金の給与

大学生及び大学院生（留学生を含む）に対し次のとおり奨学金の給与を予定します。

(単位：円)

| 区分 | 人数（うち新規） | 月額人 | 年間支給予定額 |
|--------------|----------|--------|------------|
| 大学生 | 35（15） | 30,000 | 14,350,000 |
| 大学院生 | 10（3） | 45,000 | 5,900,000 |
| 合計【45人（18人）】 | | | 20,250,000 |

基本財産からの配当金増額の継続が見込まれるため、奨学生数は昨年同様の45名程度（最大48名程度）とします。これにより、新規採用については、卒業予定者 大学生15名、大学院生3名の補充募集とします。このため、35校に対し、募集を行う予定です。

なお、9月までの収支状況を確認のうえ、昨年同様10月に一時金50,000円/人の一時金給与を予定いたします。

(2) 奨学生の採用

採用については、書類選考及び面接選考を予定しております。

(3) 奨学生指導のための関連付帯事業

奨学生に対し、関連付帯事業を次のとおり実施します。

- ① 認定証授与式及び研修懇親会の開催
- ② 学業成績表、生活状況報告書及び課題レポートの提出
- ③ 奨学生への助言等

細心の注意をもって助言し、問題がある場合には、事態の改善に向けての指導支援を行います。また、必要に応じて各大学の学生課担当者と連携し、事態の改善を図ります。

2. 管理業務

(1) 新会計基準への対応

今年度より、新会計基準が施行され、法人ごとに対応可能な年度から新会計基準に移行することとなります。当財団におきましては、今年度からの対応を予定しております。

また、今3月決算時に什器備品・電話加入権の減価償却残高（256,332円）の償却を行います。

(2) 会議の開催

理事会を年2回、評議員会を年1回、奨学生選考委員会を年1回、その他必要に応じて臨時の会議を開催します。

(3) その他

上記に掲げるもののほか、定款第4条第1項第3号によりこの法人の目的を達成するために必要な事業を行います。

以上